

ウェルス・マネジメント株式会社 定款

平成 11 年 12 月 6 日 設 立
令和 4 年 6 月 27 日 変 更

ウェルス・マネジメント株式会社 定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、ウェルス・マネジメント株式会社と称し、英文では Wealth Management, Inc.又は WEALTH MANAGEMENT, INC.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

1. 金融証券市場及び企業に関する投資家向け情報提供サービス業
2. 投資家向けコンピューターソフトウェアの開発、使用許諾及び賃借契約による提供
3. 企業の投資家向け広報業務の受託及びコンサルティング業
4. 新聞、書籍、その他の印刷物及び各種映像ソフトの企画、制作、販売
5. 広告・宣伝の情報媒体の企画、売買並びに広告代理店業
6. 講演会等各種催事の企画、運営、並びに実施
7. 資産運用、投資信託に関する情報の提供及びコンサルティング業
8. 証券会社、銀行向けコンピューターソフトウェアの使用許諾及び賃借契約による提供
9. 証券会社、銀行向けコンピューターソフトウェアの受託開発
10. 投資助言・代理業及び投資運用業
11. 証券仲介業
12. 日刊新聞の発行
13. 通信販売業務及び書籍販売の代理店業
14. WEB及びモバイルサイト等の構築、企画、制作並びに運用、維持管理
15. 企業の経営及び企業の保有資産に関するコンサルティング
16. 企業の事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携及び合併に関する斡旋並びに仲介
17. 有価証券の売買
18. 融資、保証、及び債権買取を含めた信用供与とその斡旋、並びに仲介
19. 不動産の売買、交換、賃借及びその仲介、媒介並びに所有、管理、利用

- 20. 動産の売買、交換、賃借及びその仲介、媒介並びに所有、管理、利用
- 21. 無形固定資産の売買、交換、賃借及びその仲介、媒介並びに所有、管理、利用
- 22. 古物売買及び委託販売並びに輸出入業
- 23. 金融商品取引法に規定する金融商品取引業
- 24. 投資事業組合の運用及び管理
- 25. 外国為替取引業
- 26. 銀行代理店業
- 27. 生命保険代理店業
- 28. 損害保険代理店業
- 29. ホテル・旅館業
- 30. 飲食店業
- 31. 酒類販売業
- 32. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、32,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第10条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第16条 当会社の取締役は、12名以内とする。

- ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第17条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第18条 取締役は株主総会において解任する。

- ② 取締役の解任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第20条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。
- ② 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- ② 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第22条 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- ② 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

- 第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

- 第26条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。
- ② 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

- 第27条 監査等委員会は、その決議によって常勤監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第28条 監査等委員会招集の通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議方法)

- 第29条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

- 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

- 第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第32条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第33条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第34条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第23回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第2条 第23回定時株主総会決議による変更前定款第14条（参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更後第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第23回定時株主総会決議による変更前定款第14条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。
- ③ 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上 当会社定款に相違ありません。

東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
ウェルス・マネジメント株式会社
代表取締役 千野 和俊